

令和元年度 霧島市歯科保健専門委員会

日時：令和元年8月20日（火）午後7時30分～
場所：国分シビックセンター公民館 3階 大研修室

会 次 第

- 1 開会
- 2 健康増進課長あいさつ
- 3 委員紹介（組織体制について）
 新任委員の委嘱
- 4 役員選出 委員長 1名
 副委員長 1名
- 5 協議
 - （1）健康きりしま21（第3次）計画（歯・口腔の健康分野）の
 進捗状況と取組みについて
 - （2）長寿・障害福祉課の取組みについて
 - （3）その他
- 6 閉会



霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 地域医療検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 地域医療の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(4) 母子保健検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(5) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(6) 予防接種専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

(2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3－2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
 - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想されるとき。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

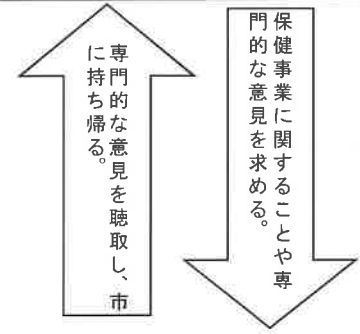
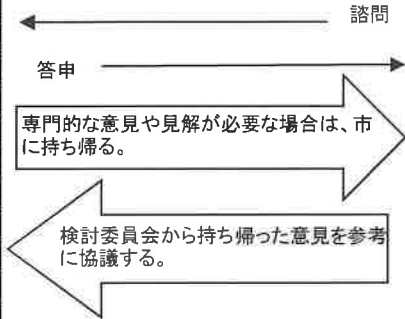
第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

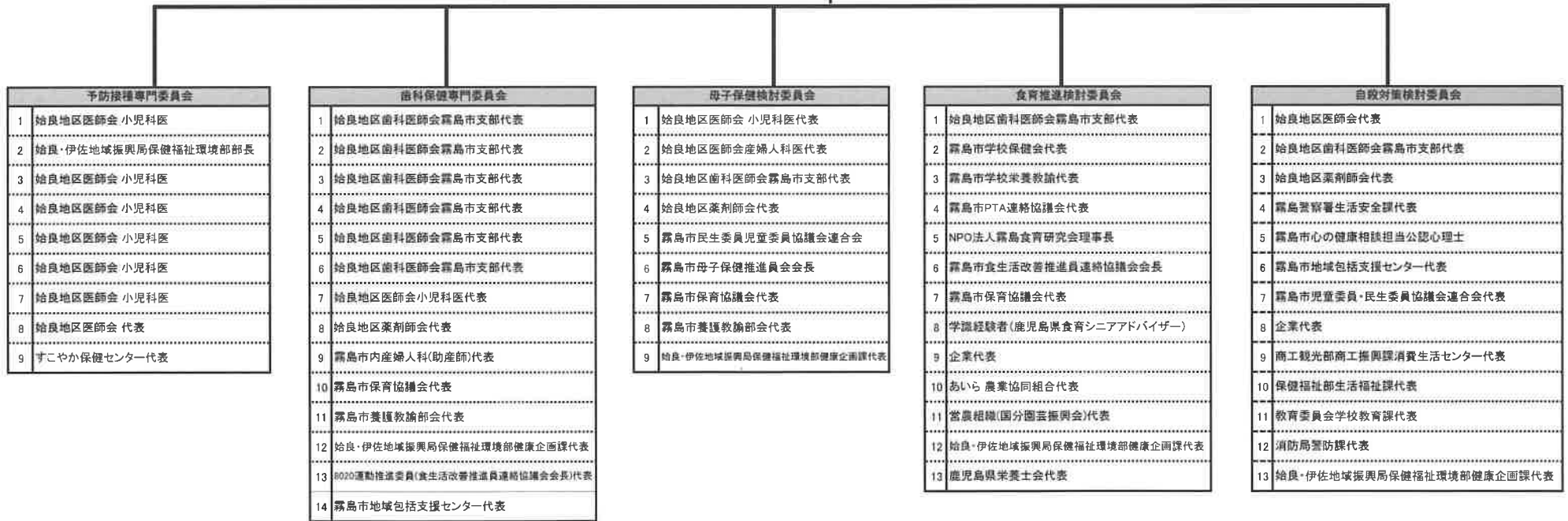
《健康・生きがいづくり推進の組織体制》

【霧島市健康・生きがいづくり推進協議会】

霧島市健康・生きがいづくり推進協議会	
1	始良地区医師会代表
2	始良地区歯科医師会霧島市支部代表
3	始良地区薬剤師会代表
4	霧島市立医師会医療センター代表
5	始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部代表
6	霧島市社会福祉協議会代表
7	霧島市民生委員・児童委員協議会連合会代表
8	霧島市校長協会代表
9	霧島市地区自治公民館連絡協議会代表
10	企業代表
11	霧島市商工会議所代表
12	健康運動普及推進委員会代表
13	学識経験者 第一工業大学代表
14	農業関係代表 農業委員会代表



【霧島市健康・生きがいづくり推進における各種専門検討委員会】



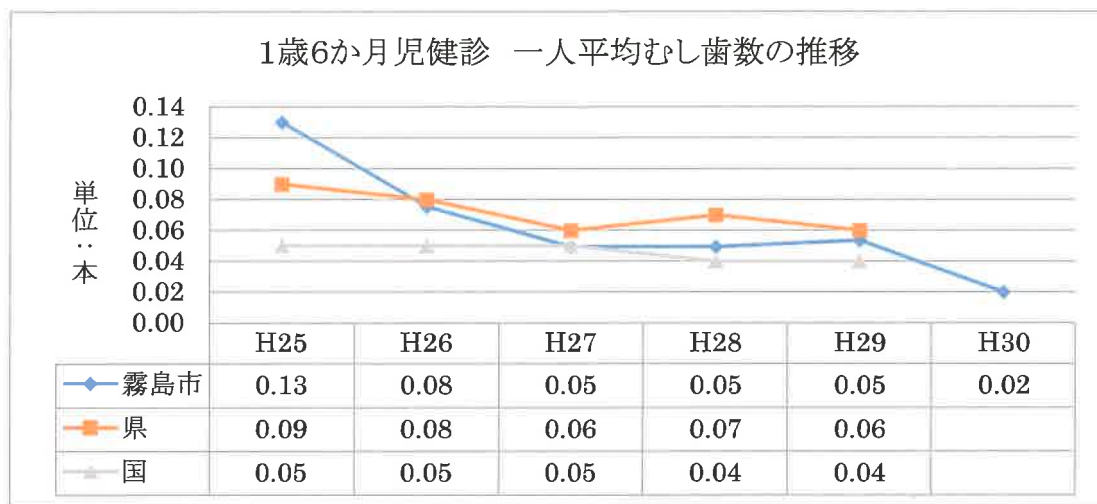
個別目標
1

むし歯を予防する

目標値

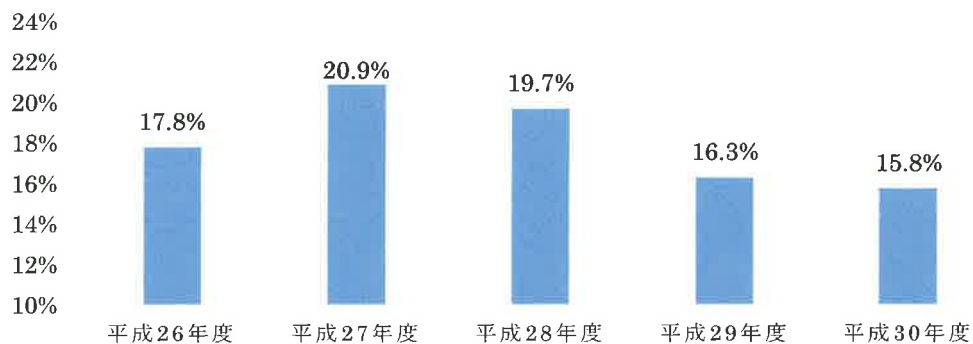
項目		基準値 2017年度 (平成29年度)	目標値 2022年度
むし歯のない市民の割合	3歳児	79.7% (*1)	80.0% (*3)
	中学1年生	63.9% (*2)	65.0% (*3)

(*1) 2016 (平成28) 年度県「母子保健情報システム」 (*2) 2016 (平成28) 年度学校教育課「歯と口の健康週間調査」
(*3) 県と同じ目標値



資料：健康増進課

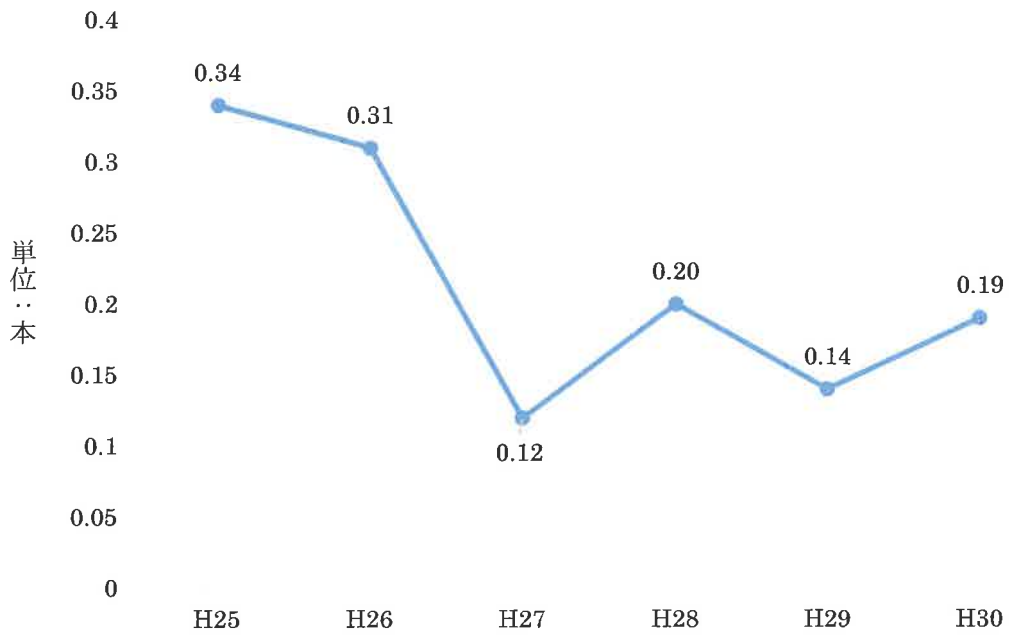
間食として甘味食品・飲料を頻回飲食する
習慣のある幼児の割合(1歳6か月児健診)



資料：健康増進課

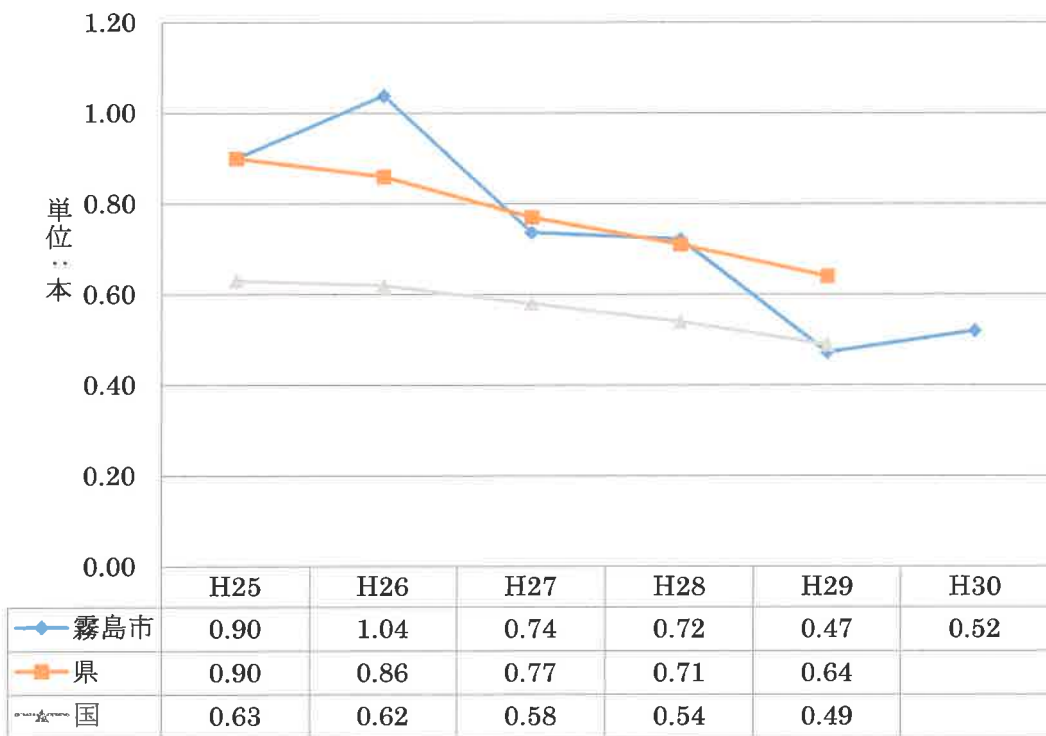
1歳6か月児健診においては、前年度に比べて甘味食品・飲料を頻回飲食する習慣のある子どもの割合が0.5ポイント減少し、一人平均むし歯数が0.03本減少し、むし歯のない幼児の割合が0.9ポイント増加しており、改善がみられた。

2歳児歯科健診 一人平均むし歯数の推移



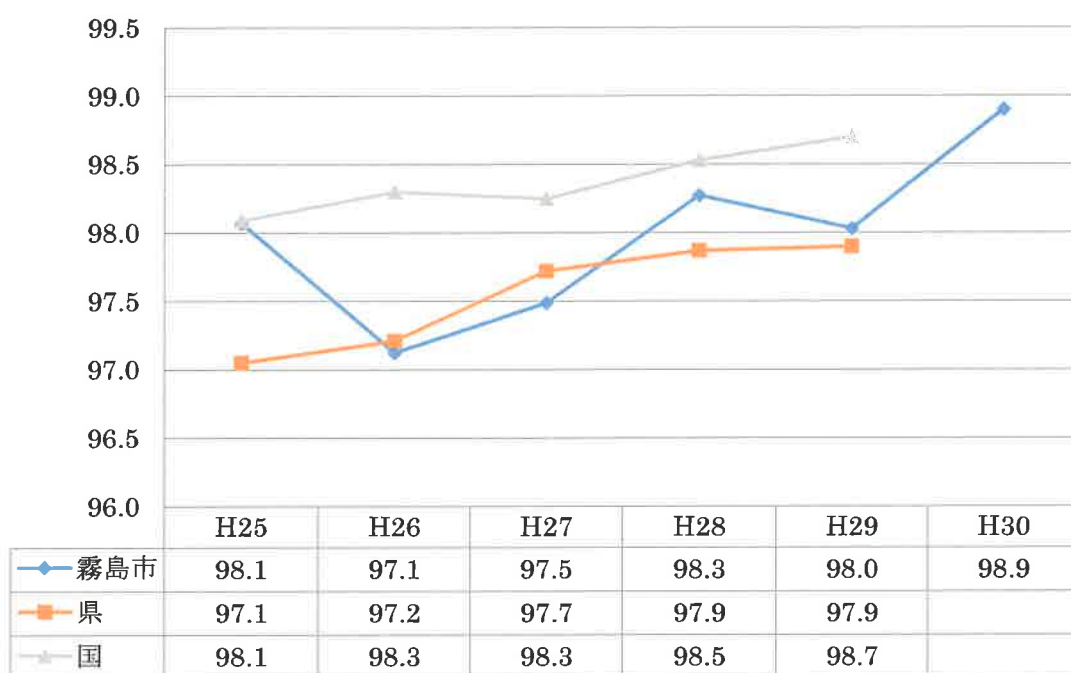
資料：健康増進課

3歳児健診 一人平均むし歯数の推移



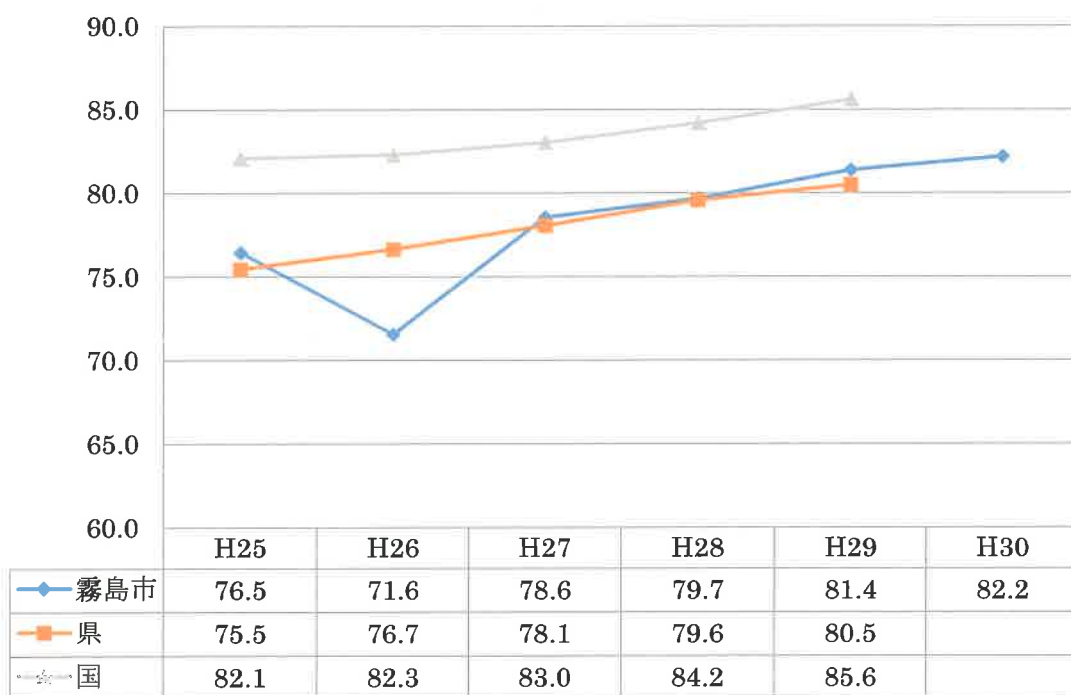
資料：健康増進課

1歳6か月児健診 むし歯のない幼児の割合



資料：健康増進課

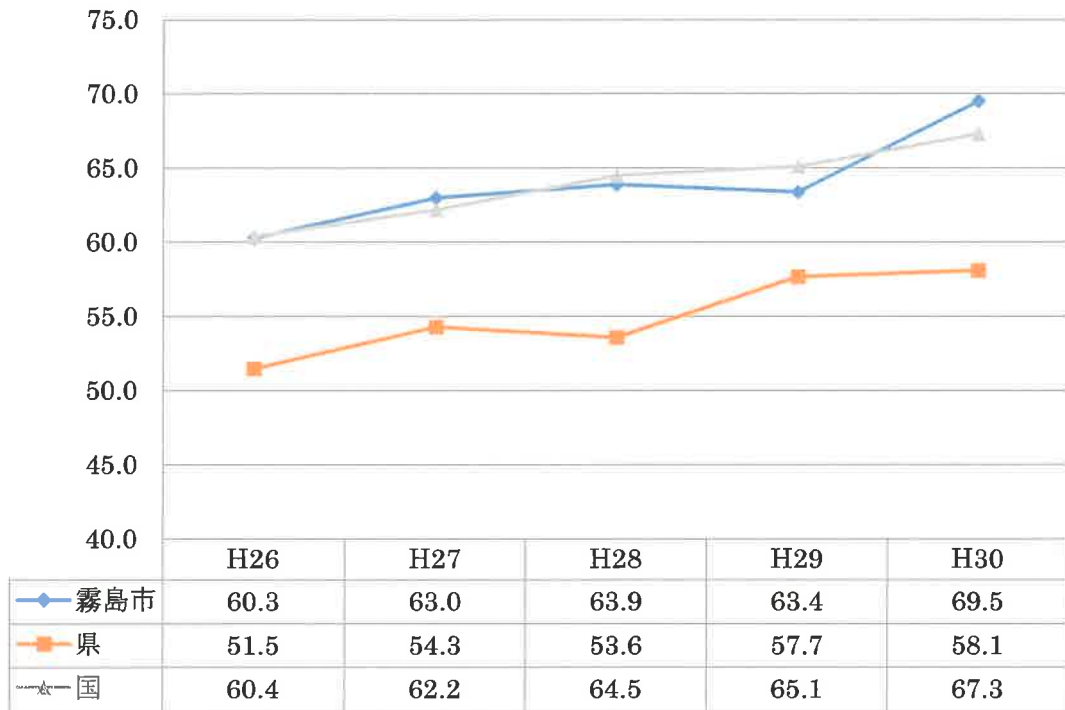
3歳児健診 むし歯のない幼児の割合



資料：健康増進課

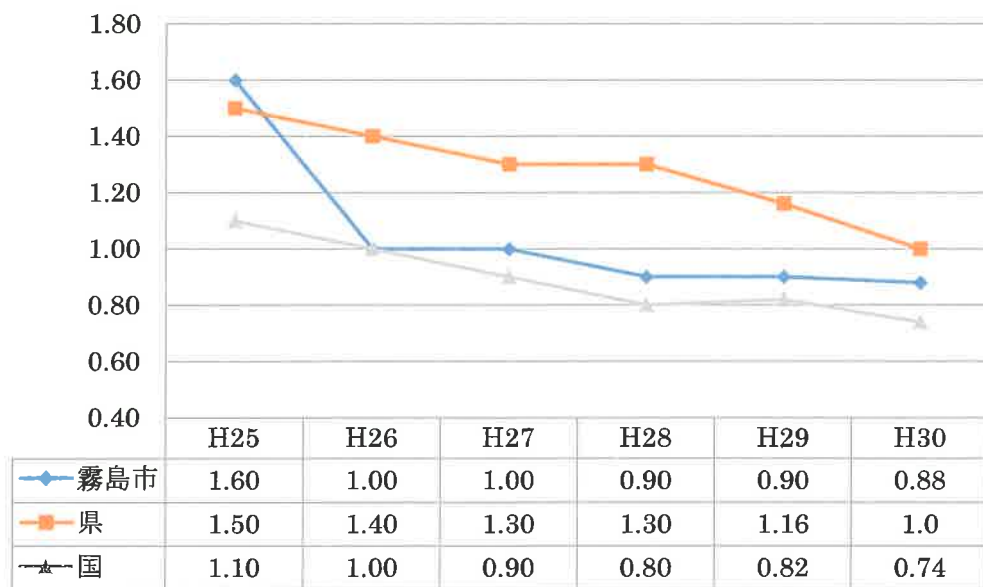
3歳児歯科健診においては、前年度に比べ、一人平均むし歯数が0.05本増加したが、むし歯のない幼児の割合は0.8ポイント増加した。

中学1年 むし歯のない生徒の割合



資料：学校教育課より

中学1年 一人平均う歯数



資料：学校教育課より

中学1年においては、前年度に比べ、むし歯のない生徒の割合が6.1ポイント増加し、一人平均むし歯数が0.02本減少しており、改善がみられた。

個別目標
2

歯周病等を予防する

目標値

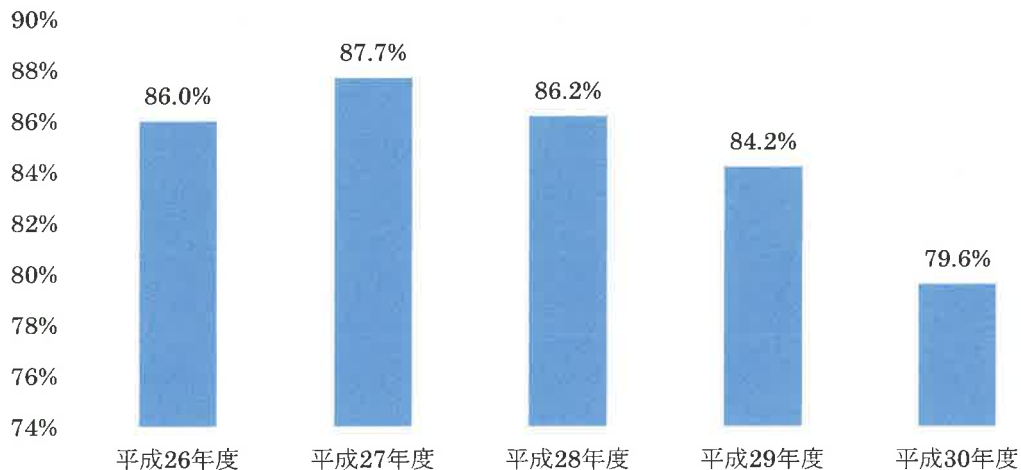
項目		基準値 2017年度 (平成29年度)	目標値 2022年度
歯肉に炎症所見のない生徒の割合	中学1年生	86.2% (*1)	87.2% (*4)
歯周病等の症状がない市民の割合	30歳以上	7.3% (*2)	9.8% (*5)
	妊婦	5.0% (*3)	10.0% (*6)

(*1) 学校教育課 2016 (平成28) 年度「歯と口の健康週間調査」(*2) 2016 (平成28) 年度歯周病検診結果

(*3) 2016 (平成28) 年度マタニティ歯ッビー検診結果

(*4) 毎年度0.2%増加し5年間で1%増加 (*5) 毎年度0.5%増加し5年間で2.5%増加

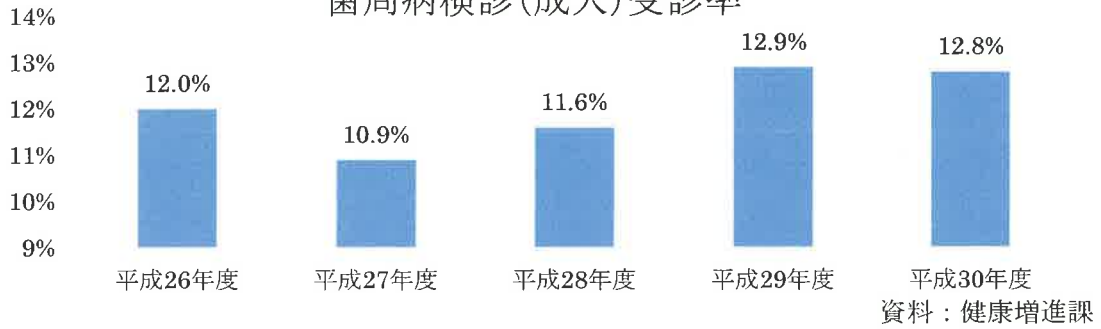
歯肉に炎症所見のない生徒の割合(中学1年)



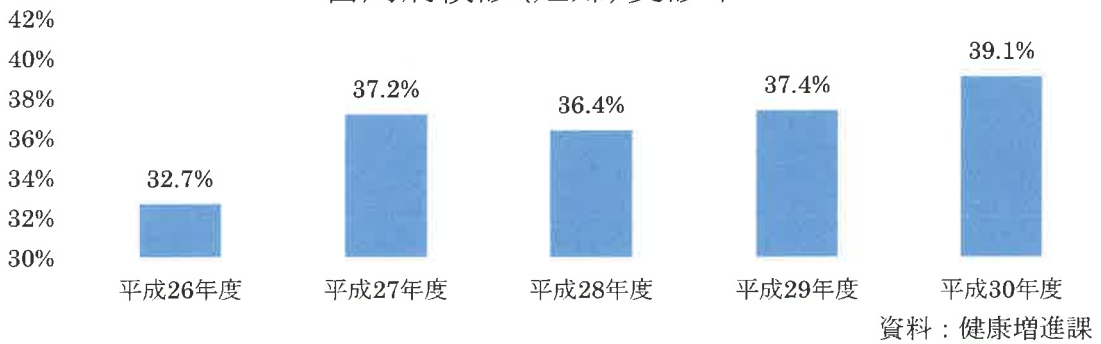
資料：学校教育課より

中学1年においては、昨年度に比べ、歯肉に炎症所見のない生徒の割合は、4.6ポイント減少した。

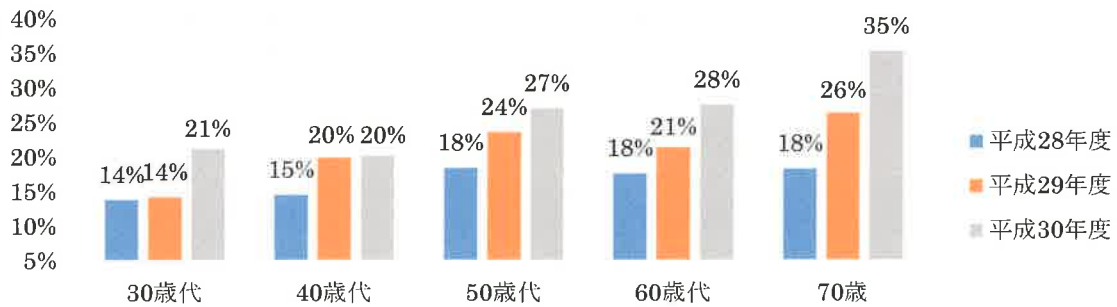
歯周病検診(成人)受診率



歯周病検診(妊婦)受診率



歯周病の割合(成人)



平成30年度歯周病検診受診状況

年齢	対象者	受診者	受診率	要 精検者	要 指導者	異常 認めず	精密結果						
							1.異常 認めず	2.歯周病	3.歯周病 以外	2&3	合計	2+2&3	歯周病 の割合
30歳代	2,720	312	11.5%	213	68	31	6	43	22	23	94	66	21.2%
40歳代	3,261	357	10.9%	233	79	45	7	52	18	20	97	72	20.2%
50歳代	3,247	400	12.3%	268	78	54	9	75	25	33	142	108	27.0%
60歳代	3,437	480	14.0%	335	86	59	9	100	35	32	176	132	27.5%
70歳	1,909	315	16.5%	223	57	35	4	76	31	35	146	111	35.2%
合計	14,574	1,864	12.8%	1,272	368	224	35	346	131	143	655	489	26.2%
				要精密検査と診断されて、精密検査を受けた人				1,272人中		655人		51.5%	
				精密検査を受けて、歯周病と診断された人				655人中		489人		74.7%	

歯周病検診の受診率については、昨年度に比べて成人はほぼ横ばいで、妊婦では1.7ポイント増加した。歯周病の割合については、各年代において増加傾向にある。

また、歯周病等の症状がない市民の割合は、30歳以上の成人においては、受診者1,864人のうち224人(12.0%)、妊婦においては、受診者445人のうち42人(9.5%)であった。

個別目標
3

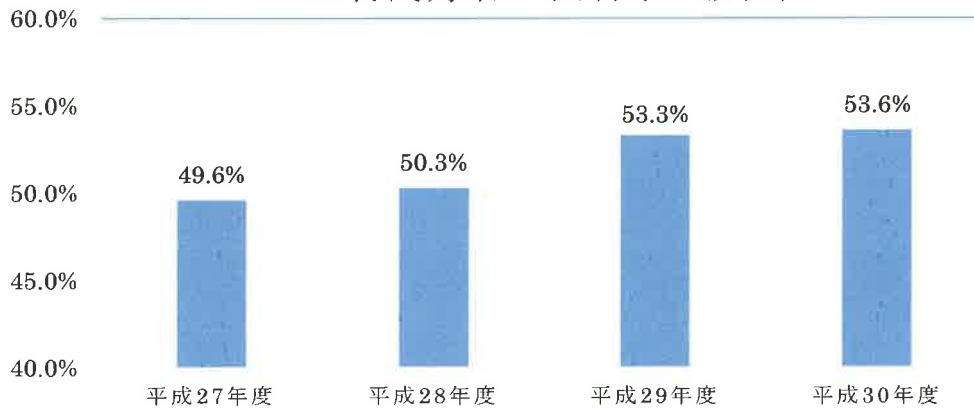
口腔の健康の保持・増進に努める

目標値

項目		基準値 2017年度 (平成29年度)	目標値 2022年度
咀嚼良好者 ¹ の割合	60歳代	50.3% ^(*1)	80.0% ^(*3)
よく噛んで食べている幼児の割合	3歳	91.1% ^(*2)	93.6% ^(*4)

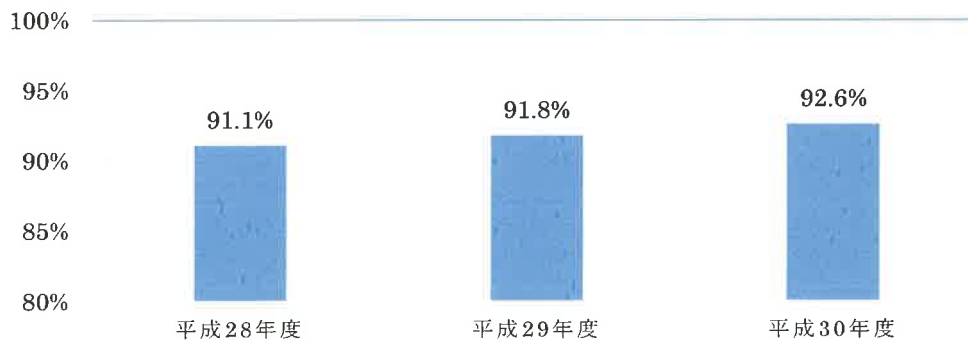
(*1) 2016(平成28)年度歯周病検診結果 (*2) 2016(平成28)年度3歳児健診問診票
(*3) 県の目標値 (*4) 毎年度0.5%増加し5年間で2.5%増加

咀嚼良好者の割合(60歳代)



資料：健康増進課

よく噛んで食べている幼児の割合(3歳児健診)



資料：健康増進課

咀嚼の状況については、昨年度に比べ、60歳代の咀嚼良好者の割合は0.3ポイント増加し、3歳児健診における、よく噛んで食べている幼児の割合も0.8ポイント増加した。

歯・口腔の健康への主な取り組み

取組	取組内容	担当部署
むし歯予防のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食教室(もぐもぐ教室)、7～8か月児教室において、歯科衛生士・栄養士による集団・個別指導 ・1歳6か月児健診、3歳児健診において、歯科健診結果後の歯科衛生士による受診児全員への個別指導 ・2歳児歯科健診(歯科医療機関委託)において、歯科健診と保健指導 ・保育園・幼稚園・認定こども園において、フッ化物洗口事業の実施 (平成29年度より2園増加し、平成30年度は54園中35園実施) ・母子健康手帳交付時の保健指導 ・FMきりしまや広報誌等で「かかりつけ歯科医」の推進 	健康増進課 すこやか保健センター
歯周病予防のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校でのフッ化物洗口事業(平成30年度は5校で開始し、35小学校中25校実施) ・乳幼児健診や教室等の機会に、子どものむし歯予防だけでなく、保護者に対する歯周病予防等の保健指導 ・歯周病検診事業(妊婦含む)の実施 ・産婦人科において歯周病検診を受けていない妊婦への受診勧奨 ・始良地区三師会と霧島市・始良市・湧水町において糖尿病・歯周病医療連携 ・FMきりしまや広報誌等で「かかりつけ歯科医」の推進 	健康増進課 すこやか保健センター
口腔の健康の保持増進のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や教室等において、歯科衛生士・栄養士による保健指導 (よく噛むことの重要性について) ・歯周病検診事業(妊婦含む)において、口腔の健康の保持増進の推進 ・セット健診において、歯科衛生士による健康教育 ・出前講座等における健康教育 ・健康福祉まつりにおける8020表彰 ・広報誌等による「口の健康」についての啓発 	健康増進課 すこやか保健センター

高齢期の取組み（長寿・障害福祉課）

平成 30 年度実績

1. 短期集中型予防サービス（通所型サービスC）

対象者：要支援1・要支援2・事業対象者の方で運動器の機能が低下している方

実施内容：高齢者向けのトレーニング機器を活用した運動プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム（歯科衛生士担当）を行った。

実施場所：霧島市いきいき国分交流センター

実施回数：週1回（1回あたり2時間、一人あたり全12回）

参加者数：実25人、 述252人

2. プラン支援地域ケア会議

対象者：介護支援専門員、サービス提供事業所担当者

実施内容：介護保険の基本理念である自立支援と要介護・要支援状態の重度化防止を目的に、よりよいケアプランにしていくために、多職種協働で事例を検討した。

助言者：医師、歯科医師、薬剤師はかかりつけを原則とし、歯科衛生士など他職種は各職能団体から選出してもらった。歯科医師は、かかりつけ歯科医師の参加ができない場合は役員の先生方に出席していただいた。

実施場所：霧島市役所 別館（開催時間19:00～21:00）

実施回数：11回（1回あたりの事例検討2件及びモニタリング2件）

参加人数：歯科医師 12名 歯科衛生士 12名

3. きりしま元気一番講座

「お口の健康について」 通いの場である「地域のひろば」に歯科衛生士を派遣

派遣回数：8回 参加人数：393人

4. その他

（1）霧島市高齢者施策委員会への歯科医師の出席

（2）霧島市認知症初期集中支援チーム検討委員会への歯科医師の出席

（3）在宅介護・医療連携推進事業（始良地区医師会へ委託）への歯科医師の出席

令和元年度計画

1. 短期集中型予防サービス（通所型サービスC）

対象者：要支援1・要支援2・事業対象者の方で運動器の機能が低下している方

実施内容：高齢者向けのトレーニング機器を活用した運動プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム（歯科衛生士担当）を実施する。

実施場所：霧島市いきいき国分交流センター

実施回数：週1回（1回あたり2時間、一人あたり全12回）

2. プラン支援地域ケア会議

対象者：介護支援専門員、サービス提供事業所担当者

実施内容：介護保険の基本理念である自立支援と要介護・要支援状態の重度化防止を目的に、よりよいケアプランにしていくために、多職種協働で事例の検討を行う。

助言者：医師、歯科医師、薬剤師はかかりつけを原則とし、歯科衛生士など他職種は各職能団体から3名ずつ選出してもらい助言者チームを3チーム構成し1回/3Mの参加とした。歯科医師は、かかりつけ歯科医師の参加ができない場合は役員の先生方に出席していただく。

実施場所：霧島市役所 別館（開催時間19:00～21:00）

実施回数：毎月1回（1回あたりの事例検討新規2件、モニタリング2件）

3. 自立支援地域ケア会議

対象者：霧島市地域包括支援センタープラン作成担当者、

実施内容：個別の生活課題について多職種でアセスメントを行い、状態の改善に向けて検討する。

助言者：歯科衛生士、リハビリテーション専門職、生活支援コーディネーター等

実施場所：霧島市役所 別館（開催時間14:00～16:00）

実施回数：毎月1回（1回あたり事例検討2、モニタリング等）

4. きりしま元気一番！講座（介護予防普及啓発事業）

地域の高齢者等の集まる通いの場を対象に、歯科衛生士を派遣する。

5. その他

（1）霧島市高齢者施策委員会への歯科医師のご出席

（2）霧島市認知症初期集中支援チーム検討委員会出席を歯科医師へ出席

（3）在宅介護・医療連携推進事業（始良地区医師会へ委託）への歯科医師の出席

きりしま元気一番！講座のご案内

地域の皆さんが、いつまでも元気で日々の生活を送るための秘訣をお教えするため、「きりしま元気一番！講座」を実施しています。

地域のひろばや老人クラブの集まりなどの地域の集いの場に専門職の講師を派遣します。

講座は30分～1時間程度で、講師代は無料です。



保健師の「かんたん運動で体づくり」講座



作業療法士の「脳トレで頭を元気にしていこう」講座

(昨年度は、30の自治会等の集まりに述べ81回、お伺いしました。)

本年度の講座の内容は、裏面をご覧ください。

【受講申込について】

講座を希望される日の2か月前までに、裏面の申込用紙をファクス、郵送または直接地域包括支援センターにお申し込みください。

【地域のひろばで受講したい場合】

- あらかじめ年間計画を作成される際に申し込んでおくと、スムーズに予約できます。
- 本講座は地域のひろば推進事業補助金の活動内容加算の対象外ですのでご注意ください。

お問い合わせは

〒899-4332 霧島市国分中央三丁目9番20号

霧島市地域包括支援センター (国分パークプラザ1階 TEL48-7979) まで

きりしま元気一番！講座申込

霧島市地域包括支援センター行 (FAX 46-8123)

申込日 年 月 日

自治会名・グループ名等	例) 霧島地区自治公民館
申込者氏名	例) 霧島 太郎
申込者の連絡先	例) 090-0000-0000
講座を希望する場所	例) 霧島公民館
参加予定人数	例) 30人 人

	講座内容	担当する専門職	希望講座	希望日時
①	かんたん運動で体力づくり 季節のワンポイントアドバイス	保健師・看護師		月 日 時～ 時
②	食べ方上手になるひと工夫	管理栄養士・栄養士		月 日 時～ 時
③	口腔ケアで元気な毎日	歯科衛生士		月 日 時～ 時
④	認知症にならないために	認知症地域支援推進員 認知症初期集中支援チーム員		月 日 時～ 時
⑤	体力測定をしてみよう	理学療法士		月 日 時～ 時
⑥	ころばん体操・茶わん虫体操体験してみよう (全3回の講座。体力測定を含みます。)	理学療法士		月 日 時～ 時 (2回目、3回目の日程は申し込み後調整になります)
⑦	骨盤底筋トレーニングについて学ぼう	理学療法士		月 日 時～ 時
⑧	脳トレで頭を元気にしていこう	作業療法士		月 日 時～ 時
⑨	お薬の上手な飲み方について	薬剤師		月 日 時～ 時
⑩	タバコの害について	薬剤師		月 日 時～ 時

※日程によっては、講師の都合上、ご希望に添えない場合もあります。

※上記のテーマ以外に「専門職にこんな話をしてほしい！」という場合もご相談ください。

令和元年度 8020 運動達成者表彰について

1 対象者（①～③を満たす方）

- ① 霧島市に在住している。
- ② 80 歳以上（令和元年 11 月 30 日時点）で自分の歯を 20 本以上持っていることが診査機関（歯科医院）にて認められている
- ③ 過去の 8020 運動にて未表彰である。

2 診査機関

- ・始良地区歯科医師会霧島市支部に加入している歯科医院

3 募集期間

- ・令和元年 11 月 1 日(金)～11 月 30 日(土)

4 募集期間の対応

【各歯科医院】

- ・別添「8020 運動の診査対象者チェックシート」に基づき対応してください。
- ※募集期間中に 80 歳を迎えられる方も対象者として対応してください。
- ※対象者が 8020 運動達成者に該当する場合は、令和 2 年 2 月 9 日（日）に開催される「第 13 回健康福祉まつり」で表彰されることの説明もお願いします。
- ・特別養護老人ホーム等の施設に入所されている方については、入所施設名も御報告ください（賞状等をお届けする際に必要な為）。
- ・別紙「ポスター」の掲示をお願いします。

【霧島市】

- ・広報きりしま 10 月上旬号及び市 HP で周知を行います。
- ※電話での問い合わせや HP での 8020 運動の周知の際に、加入各歯科医院のリストを掲載します。

5 募集期間後の対応

【始良地区歯科医師会霧島市支部】

- ・12 月中旬に各歯科医院よりとりまとめ、同月下旬までに健康増進課へ名簿等を提出してください。

6 その他

【8020 運動達成者数：地区毎】

(単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
合 計	78	85	93	90	89
国分地区	36	34	45	43	45
溝辺地区	0	1	7	6	1
横川地区	0	1	2	0	1
牧園地区	13	9	8	4	5
霧島地区	3	5	5	2	5
隼人地区	25	31	24	29	29
福山地区	1	4	2	6	3

8020運動診査対象者チェックシート

【チェック1】

8020運動の診査を希望している

いいえ

はい

注意
①

例年、市が別に実施する「歯周病検診」や、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が実施する口腔検診「お口元気歯ッピー検診」と混同して来院される方もいらっしゃるようです。8020運動では受診票等はありませんが、「歯周病検診」では検診受診票が、「お口元気歯ッピー検診」では受診券が、それぞれ配布されておりますので、区別する場合の参考にさせていただきます。

※歯周病検診

対象者：令和2年3月31日現在で30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳
検診期間：令和元年8月1日～令和元年11月30日

※お口元気歯ッピー検診

対象者：平成31年3月31日現在で、満75歳の被保険者
検診期間：令和元年6月1日～令和2年1月31日まで

対象者ではありません

【チェック2】

11月30日時点で80歳以上である

いいえ

はい

注意
②

保険証や運転免許証など、生年月日を確認できる公的な証明書での確認をお願いします。

【チェック3】

霧島市在住である

いいえ

はい

注意
③

原則、霧島市に住所を有する方になります。保険証や運転免許証など、生年月日を確認できる公的な証明書での確認をお願いします。

【チェック4】

これまでに8020運動で表彰されたことがある

はい

いいえ

注意
④

口頭でご確認ください。もし本人が覚えていらっしゃらない場合は、健康増進課(TEL:64-0905)までお問い合わせください。

**診査対象者です。
診査をお願いいたします。**